

高知県

犯罪被害者等の 支援に関する指針

Kochi Prefecture Guidelines for
Support of Victims of Crime and Others

高知県では、「高知県犯罪被害者等支援条例」に基づき、
犯罪被害に遭われた方や
そのご家族の経済的な負担の軽減、
切れ目のない支援体制の構築などを盛り込んだ、
「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定しました。
(令和3年4月1日施行)

～指針の概要～

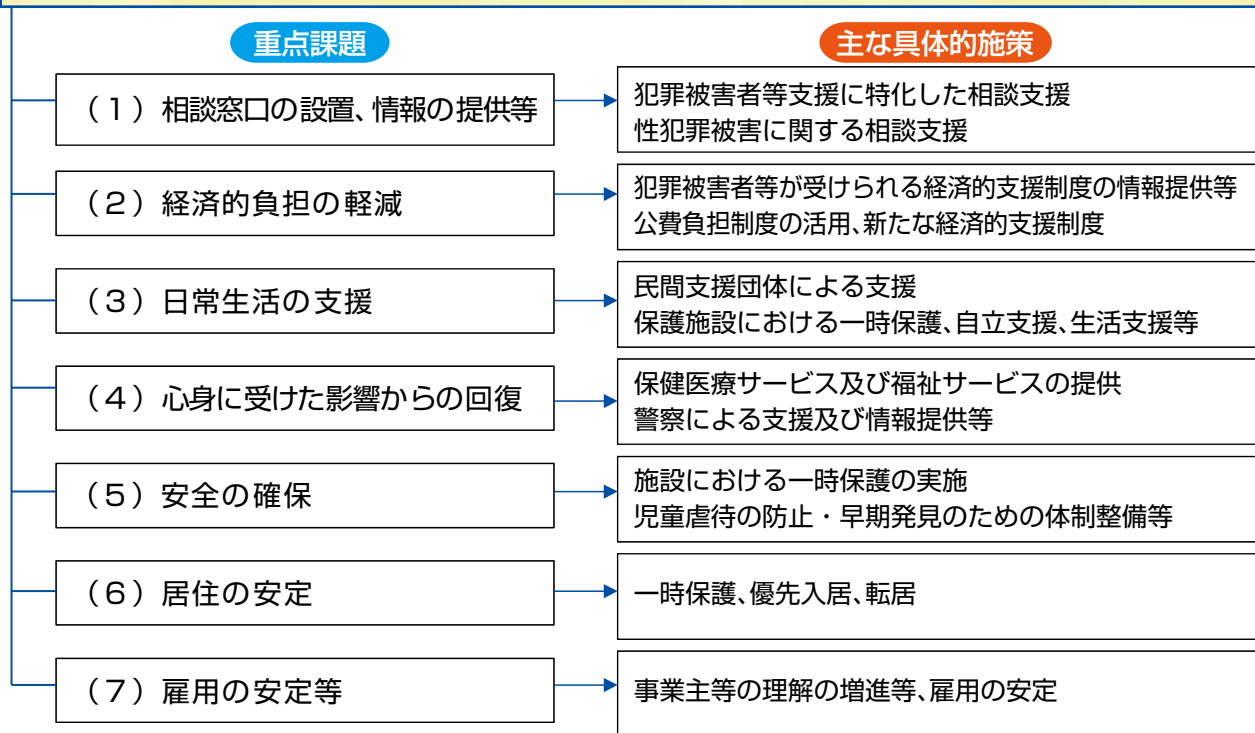
1. 指針の性格

高知県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害に遭われた方々への支援を総合的かつ計画的に推進するため、高知県の犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や適切な支援を実施するための施策の方向性、総合的な体系を示すものです。

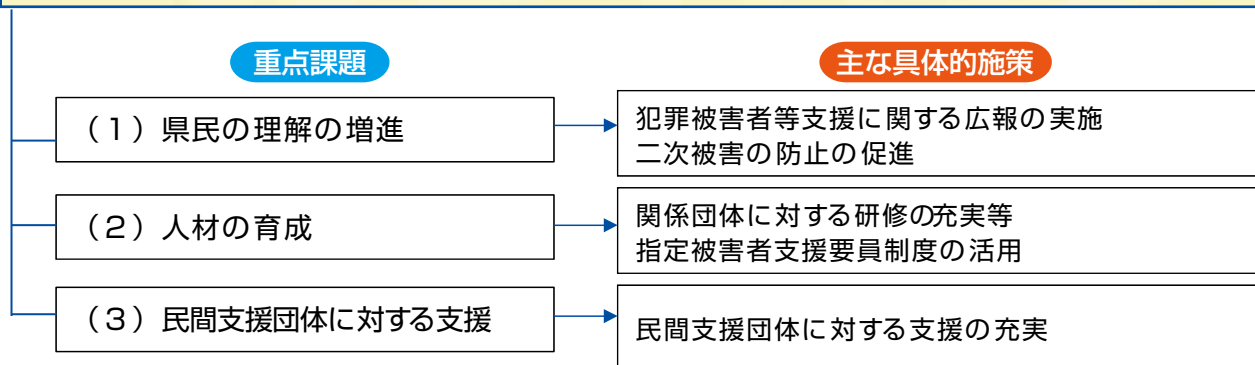
2. 基本方針及び支援施策の体系

犯罪の被害に遭われた方々に必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し支えることで、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくるために、次の2つを基本方針として定め、また10の重点課題を設け、支援施策を総合的かつ体系的に推進していきます。

基本方針1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように



基本方針2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために



3. 推進体制等

- ・関係機関とのより一層の情報共有や支援強化に向けた取組が図られるよう支援体制を構築します。
- ・医療、保健、福祉等の生活に密着したサービスを提供する市町村との連携、協力を推進し、犯罪被害者等支援に県内全域で取り組みます。

《指針の支援策のポイント》

- 犯罪被害者等が被害直後の早い段階から、きめ細かい寄り添った相談支援を受けることのできる体制を構築
- 犯罪被害者等が直接的・間接的な被害から早期に回復し、経済的な負担が軽減されるよう、支援を拡充

犯罪被害者等支援に特化した相談支援

【犯罪被害者等支援相談窓口】

- ・県庁県民生活課内に相談窓口を設置
(令和2年4月1日～)
- ・専任の相談員が犯罪被害に関する相談を受け、必要な情報を提供し、関係機関との調整やコーディネートなど総合的な被害者支援に取り組んでいます。
※相談時間等は P6「主な相談窓口」を参照

性犯罪被害に関する相談支援

【性暴力被害者サポートセンターこうち】

- ・性犯罪・性暴力被害の被害に遭われた方々へのワンストップ支援センターを設置(平成30年4月1日～)
- ・電話相談・面接相談、付き添い支援、情報提供等のきめ細かい支援を被害直後から行っています。
※相談時間等は P6「主な相談窓口」を参照

※その他の犯罪被害者等が利用できる相談窓口は P6 を参照

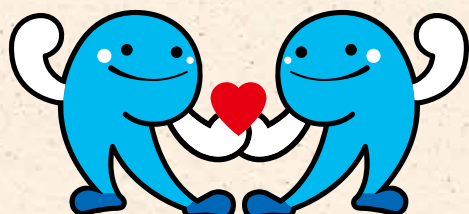
犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供等

【医療保険の円滑な利用の周知】

- ・犯罪被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付を受けることができます。その旨の周知に努めます。

【日本司法支援センター(以下「法テラス」)等との連携、情報提供】

- ・法テラスでは、民事法律扶助制度や日本弁護士会連合会の委託事業である犯罪被害者法律援助、被害者参加弁護士制度により、被害者の弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談などの支援を行っています。



公費負担制度の活用

【無料法律相談】

- ・高知弁護士会との法律相談支援に関する協定を締結(令和3年6月1日～)
- ・高知弁護士会に所属する弁護士に、訴訟問題、賠償問題等の法律上の問題を相談することができます(初回無料)。
※法テラスや日本弁護士会連合会が実施する無料法律相談の対象になる方は他制度が優先となります。

【性犯罪被害者の医療費公費負担】

- ・性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶費用、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等を公費で負担しています。
※上記以外にも、公費で費用を負担できる制度等があります。
※詳しくは、高知県文化スポーツ部県民生活課まで、お問合せください。

新たな経済的支援制度

【高知県犯罪被害者等支援事業費補助金】

- ・犯罪被害からの回復に必要な資金の一部を補助する制度を創設しました。
※詳細は P5「特集」を参照



一時保護、優先入居

- ・急を要する場合には、県職員住宅への一時入居を実施するとともに、県営住宅への優先入居について制度化(令和2年8月)し、犯罪被害者等の居住先の確保に努めています。
※市町村営住宅の優先入居を実施している市町村もあります。市町村における総合的な対応窓口(P5のQRコードから)にご相談ください。

二次被害の防止の促進

- ・二次被害の防止に関する意識の醸成を図るため、広報、啓発に取り組みます。
- ・犯罪被害者等の人権等に配慮した報道がなされるよう、報道機関に協力を求めます。インターネット上の誹謗中傷等により、二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、書き込みの削除要請等の事態の改善に向けた支援に努めます。

推進体制 高知県における犯罪被害者等 支援連携イメージ

～犯罪被害者がどの機関に相談しても必要な支援が提供できる連携体制～

犯罪被害者等

相談

必要な
支援の提供

県の支援を担う機関による支援体制の構築

高知県警察

- ・総合相談窓口のほか被害者のニーズに応じた相談窓口の設置（犯罪被害者ホットライン、レディースダイヤル、ヤングテレホン等）
- ・専門員によるカウンセリングの実施等

高知県知事部局 (犯罪被害者等支援相談窓口)

- ・専任の相談員による電話相談、面接相談
- ・総合的なコーディネート（庁内関係課、関係機関の調整）等

こうち被害者支援センター

- ・支援員による電話相談、面接相談
- ・被害者支援センターによる支援を希望する方への付添い（病院、警察の事情聴取や届出、刑事裁判、裁判の傍聴、証言、意見陳情の出廷時、雇用主との話し合いの場等）
- ・捜査を希望しない被害者等（性暴力被害者）への支援（医療費、弁護士相談）等

法的な
損害賠償請求をしたい

医療処置を受けたい

生活資金に困っている
進学の資金に困っている

授業についていけない

学校に通学できない
いじめられている

子育てのサポートを受けたい
子どもを預けたい

受けられる福祉制度や
手続きがわからない

自宅から避難したい
転居したい

精神的につらい
体調が悪い

雇用主が理解してくれない
休暇が取れない

再被害に遭わないか不安
加害者がどうなったか知りたい

関係機関

高知弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、司法書士会（無料の法律相談等）

高知県産婦人科医会、各協力医療機関等（処置、証拠採取等）

社会福祉協議会等（貸し付け、給付金等、高齢者・障害者のホームヘルプサービス）等

市町村 (総合的対応窓口)

- ・子育て支援担当課等（子育ての悩み、一時預かり、子育て支援等）
- ・住宅担当課等（公営住宅優先入居等）
- ・障害福祉担当課等（障害者手帳の交付、障害者福祉サービス、年金受給等）
- ・教育委員会（不登校、いじめへの対応、修学支援等）等

関係部局

- ・一時保護施設、県営住宅等（県営住宅優先入居、一時保護等）
- ・福祉保健所等（高齢者・障害者等支援）
- ・精神保健福祉センター等（心理カウンセリング等）
- ・児童相談所等（子育ての悩み、一時預かり、子育て支援等）
- ・教育委員会、心の教育センター等（修学支援、不登校、いじめへの対応等）
- ・労働委員会（雇用関係に係る支援等）等

国

検察庁、裁判所等（被害者連絡制度、再被害防止のための釈放予定等の通知、公判記録の閲覧等）

労働局等（雇用保険、休暇制度の促進等）

目指す姿



犯罪の被害に遭われた方々に、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し、支えることで、**誰もが安心して暮らすことができる地域社会**をつくる。

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金



高知県では、重大な犯罪被害によって生命、身体被害に遭われた方やそのご遺族の経済的な負担の軽減を図るため、指針に基づき、犯罪被害からの回復に必要な資金の一部を補助する制度を創設しました。



《補助金制度の概要》

項目	生活資金の補助	転居費用の補助	再提訴費用の補助
補助限度額	死亡 30万円 重傷病・性犯罪 10万円 (上限)	20万円 (上限)	32万円 (上限)
補助の内容	重大な犯罪被害によって生命、身体被害に遭われた方やその遺族の犯罪被害による心身の回復のために必要と認められる生活資金の一部を補助します。	住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住することが困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居への転居に要する費用の一部を補助します。	犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権消滅の時効を中断させるために行う、再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助します。
対象経費	犯罪被害に遭ったことで生じた費用で、他の公的支援の対象とならない費用。	引越しを行った事業者に支払う費用。	再提訴時に裁判所に支払う事務手数料。
申請期限	犯罪被害に遭った日から2年を超えていないこと。	犯罪被害に遭った日から1年を超えていないこと。	再提訴をした日から2年を超えていないこと。
対象となる犯罪被害者	①犯罪被害によって死亡した被害者の遺族。 ②犯罪被害によって負傷又は疾病を負った被害者で、1か月以上の加療かつ通算3日以上入院（精神的な疾病は3日以上労務不能）が必要であると医師に診断された方。 ③性犯罪による被害を受けた被害者で、加療等が必要であると医師に診断された方。		

※令和3年4月1日以降に発生した犯罪による被害(再提訴は、同日以降に提訴した場合)に限ります。

※申請にあたっては、被害の状況等をお伺いするために面接相談が必要となります。

●制度のご利用にあたっては、このほかにも条件があります。申請を希望される方や制度に関するお問合せについては、下記までご連絡ください。また、県のホームページでも詳しい情報を掲載しています。

《補助金申請や面接相談に関する相談窓口》

認定特定非営利活動法人
こうち被害者支援センター
電話：088-854-7867(ナヤマナ)
受付：月曜日から金曜日
(土、日、祝日、年末年始を除く)
10時から16時まで

《補助金制度に関するお問い合わせ》

県庁 文化生活スポーツ部 県民生活課
電話：088-823-9340
受付：月曜日から金曜日
(土、日、祝日、年末年始を除く)
9時から16時まで

高知県の犯罪被害者等支援に関するホームページはこちらから



高知県 犯罪被害者 補助金





高知県内の犯罪被害者等が利用できる



主な相談窓口

	相談窓口（機関名）	相談内容	相談時間	連絡先
犯罪被害全般	高知県 犯罪被害者等支援相談窓口	○犯罪被害全般 ○支援機関の調整	月～金 9時～12時、13時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話相談 088-823-9340 面接相談は要予約
	警察 警察総合相談電話	○警察への相談全般	24時間対応	088-823-9110 #9110
	警察 犯罪被害者ホットライン	○犯罪被害相談全般	月～金 8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く	電話相談 088-871-3110
	●法テラス高知 ●犯罪被害者支援ダイヤル	○法律相談	月～金 9時～17時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話相談 050-3383-5577
	こうち被害者支援センター （高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）	○犯罪被害者支援の ための相談 ○付添い支援	月～金 9時～21時 土 9時～17時 日・祝日・年末年始を除く	0570-079714 （IP電話からは 03-6745-5601）
性犯罪被害	警察 性犯罪被害相談電話	○性犯罪被害に 関する相談	24時間対応	#8103（ハートさん） （全国共通ダイヤル）
	性暴力被害者サポート センターこうち	○性犯罪・性暴力被害 に関する相談	月～土 9時～17時 日・祝日・年末年始を除く	電話相談 080-9833-3500 0120-835-350
女性等	警察 レディースダイヤル 110番	○女性の犯罪被害に関 する相談	24時間対応	088-873-0110 （女性専用相談電話）
	高知県 高知県女性相談支援センター （配偶者暴力相談支援センター）	○女性の悩み相談 ○DV（配偶者からの 暴力）相談	月～金 9時～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く 月～金 9時～17時15分、18時～22時 土・日・祝日 9時～20時 年末年始を除く	予約電話 面接相談 088-833-0783 電話相談 088-833-0783
	高知県 こうち男女共同参画センター 「ソレ」	○一般相談（女性を取 り巻く諸問題に関する 相談）	毎日 9時～12時、13時～17時 第2水曜日、祝日、年末年始を除く	電話・面接相談 088-873-9555
子ども	高知県 中央児童相談所 幡多児童相談所	○子どもに関する相談 ○虐待に関する通告・相談	月～金 8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く 24時間対応	088-821-6700（中央） 0880-37-3159（幡多） 189（全国共通ダイヤル）
	高知県教育委員会 高知県心の教育センター	○子どもの悩みや教育に 関する相談	来所による相談 月～金、土（第1、第3）、日 9時～17時 祝日・年末年始・第5日曜日を除く 24時間対応	予約電話 088-821-9909 電話相談 0120-0-78310
	高知県 高知県交通事故相談所	○交通事故相談	月～金 9時～12時、13時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話・面接相談 088-823-9578
その他	高知県 高知県立消費生活センター	○消費生活に関する 相談	月～金、日 9時～16時45分 土・祝日・年末年始を除く	電話・面接相談 088-824-0999

※上記相談先の詳しい内容やその他県内の相談先は高知県のホームページに掲載しています。P5のQRコードをご利用ください。